

特定生産緑地の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

一団番号	特定生産緑地の所在	特定生産緑地の面積（㎡）	指定解除日
1-100	竹橋町3番1	524	令和7年8月27日
4-43	大和町毛受字一本松11番	829	令和7年8月27日
4-59	大和町毛受字一本松40番	806	令和7年8月27日
4-59	大和町毛受字一本松41番	112	令和7年8月27日
4-61	大和町毛受字一本松72番	211	令和7年8月27日
4-61	大和町毛受字一本松73番	750	令和7年8月27日

令和7年8月27日

一宮市長 中野 正康